

令和 8 年第 6 回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）
- 2 招集場所 市役所北庁舎 5 階 5 0 2 会議室
- 3 出席委員等 教育長 市岡 良庸 委 員 小野 聡子
委 員 高田 彩 委 員 星山 純一郎
- 4 欠席委員 委 員 大井 知教
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 高橋 紀子
理事兼学校教育監 畑中 智
生涯学習課長 松田 直樹
参事兼教育総務課長補佐 本田 郁子
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 記 録 係 教育総務課主幹 竹谷 敏和
教育総務課主事 倉繁 史也
- 8 開会の時刻 午後 5 時 4 0 分
- 9 議事日程
日程第 1 前回議事録の承認について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第 4 議 事
(1) 臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経る
報告第 1 1 号 べき議案の作成に係る意見について（財産の
取得））
(2) 臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経る
報告第 1 2 号 べき議案の作成に係る意見について（令和 8
年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）））
(3) 議案第 1 9 号 令和 9 年度多賀城市立小・中学校使用教科用
図書の採択基準及び採択について
日程第 5 その他

教育長

ただ今の出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

なお、大井委員から本日の定例会を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和8年第5回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、高田委員、小野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。

令和8年第5回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

はじめに教育総務課関係です。

5月29日、「多賀城古代米田んぼプロジェクト」が実施され、市内全小学校の5年生が一同に田植えを体験し、地域の誇りを共有しました。

5月30日及び5月31日の2日間を中心に、「仙台北地区中学校総合体育大会」が市内外の各中学校、多賀城公園野球場、総合体育館等で開催され、熱戦が繰り広げられました。

6月2日、「読み書きに困難を持つ児童のスクリーニング研修会」を多賀城小学校で実施し、小学校一年生の担任等が参加しました。

6月12日から明日の25日まで14日間の会期で、「令和8年第2回多賀城市議会定例会」が開催されております。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします「財産の取得について」、「令和8年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）」について、文教厚生常任委員会及び予算特別委員会等で審議されております。

一般質問は、6月17日及び18日に行われ、教育委員会関係は6名から6件の質問が行われました。回答要旨は別紙のとおりです。

6月22日、「令和8年度仙台管内教育委員会協議会総会及び研修会」が名取市で開催され、星山委員が出席いたしました。総会において本市前教育長麻生川敦氏に感謝状が贈呈されました。

続いて生涯学習課関係です。

5月28日、「青少年育成センター運営協議会」を開催し、令和7年度の事業報告、令和8年度の事業計画案等が承認されました。

5月30日、「山王小わくわく広場 田植え・稲刈り体験」を開催し、大人7名、子ども29名、計36名が参加しました。

6月9日、青少年健全育成多賀城市民会議主催「令和8年度少年の主張多賀城市大会」が東豊中学校で開催され、当校の生徒と来賓者も含め350名が参加しました。優秀賞に選ばれた第二中学校の平野蒼空（ひらのそら）さんが、7月7日に富

谷市成田市民センターで開催される仙台地区大会に出場します。

6月16日、本市出身のプロサッカー選手で、Jリーグ・ヴィッセル神戸所属の郷家友太氏が、多賀城悠久浪漫大使として新たに任命されました。これに伴い、同日、天真小学校において就任式を行いました。

前回報告時以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

令和8年6月24日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。星山委員。

星山委員

質疑ではありませんが、説明にありましたとおり6月22日に令和8年度仙台湾管内教育委員会協議会総会と研修会に出席しましたので、その概要を簡単にお話しさせていただきます。

今回は名取市で開催されました。まず総会は滞りなく行われましたが、私から資料中の数字などの誤りを指摘し、修正していただきました。その後の研修会では、名取市の歴史・文化の特徴と魅力ということで、東北最大の雷神山古墳と熊野信仰についてのお話をいただきました。私は神社が好きで、趣味の一つが御朱印集めということもあり、今度熊野神社に行ってみようと思いました。古墳と熊野信仰もそうですが、文化財の保存から活用へというお話もいただきました。他に最後の事務連絡のところで、先日の東京都北区の小学校で発生した火災の件でお話がありました。こちらにつきましては、本日最後のその他のところでお話をさせていただければと思います。

教育長

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の報告第11号 議案の作成に係る意見について（財産の取得））

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第11号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（財産の取得））」を議題といたします。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします

教育部長

それでは、臨時代理事務報告第11号について説明いたします。

それでは、7ページをお願いします。

これは、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する意見について、市長から照会がありました「財産の取得」について、教育委員会に提案する暇がなかったため、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

9ページをお開きください。こちらは、令和8年5月28日付けで市長より求められた意見書で、市議会への提案者である市長から「財産の取得について」教育委員会宛てに、意見を求められたものです。

左側8ページをご覧ください。こちらは、臨時代理書です。市長より求められた事項に対して、同日付けで、異議ない旨を回答しております。

それでは、教育長が臨時に代理した議案の内容についてご説明しますので、10ページをお開きください。

「財産の取得」でございますが、これは、児童・生徒の学習者用タブレット端末の購入に当たり、議案として市議会に提案したものです。議会審議の経過といたしましては、教育委員会の所管に関する事案を審査する文教厚生常任委員会で審査した後、本会議で決するという審議スタイルの中で、6月22日に開かれた同常任委員会では、全会一致で可決すべきものとの決を得ております。その上で、明日、6月25日開催の本会議で、採決される運びとなっております。

議会の議決を要する理由であります。これは、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、本市財産条例の中で、取得する財産の予定価格が2,000万円以上ものについては、議会の議決が必要と定めていることによるものです。

さて、児童・生徒の学習者用端末の更新につきましては、国が掲げる第二期 G I G A スクール構想の中で、文部科学省は、①端末の更新に要する費用のスケールメリットを図ること、② I C T 環境の地域格差を是正するための措置として、都道府県が中心となって、協議会を設置し、構成市町村が、これに参画することによる共同調達で進めることとしておりました。今般、将来を見越した本市が目指す学校 I C T 環境の整備を念頭に、費用対効果を検証した結果、リースではなく、購入により端末を調達することとしました。また、これまでの経験を踏まえ、後継機については、堅牢で、かつ、使い勝手の良いものとなるよう検討してまいりました。この結果、本市と同様の仕様で端末購入を予定する 6 市町村の参加のもと、宮城県が設置する協議会により、入札により優先契約候補者が確定したので、当該候補者との随意契約により、学習用端末を取得するものです。

それでは、詳細につきまして、事務局次長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次 長

1 2 ページをお願いします。

財産の取得（学習者用タブレット端末購入）についてですが、1 学習者用タブレット端末購入の概要の(1)数量につきましては、予備機を含め合計 5, 6 3 2 台を購入するものでございます。(2)規格につきましては、これまで使用している規格と同様の ChromeBook（クロームブック）でございます。クロームブックとは、G I G A スクール構想を支える代表的な学習用端末であり、児童生徒一人ひとりの学びを支える学習用端末として全国の学校で広く活用されています。(3)納入時期は、令和 9 年 1 月 2 9 日まで、(4)納入場所は市内小中学校となります。(5)の購入方法につきましては、先ほど部長からご説明いたしましたとおり、みやぎ G I G A スクール推進協議会における共同調達により選定された優先契約候補者との随意契約となります。

続きまして、2 共同調達の概要についてですが、(1)共同調達の内容につきましては、文部科学省が推進する G I G A スクール構想第 2 期の趣旨を踏まえ、教育の質的向上と持続的な I C T 環境の運用を図るため、多賀城市内小中学校の児童生徒が

使用する学習者用タブレット端末を購入するものでございます。なお、購入に当たりましては、宮城県教育委員会及び県内全市町村教育委員会が参加する「みやぎGIGAスクール推進協議会」による共同調達として、同協議会において一括で入札を実施し、優先契約候補者と本市が売買契約を締結の上、調達を行うものでございます。(2)の共同調達への参加の理由につきましては、今回、学習者用タブレット端末購入に係る財源として「公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用いたしますが、この補助の要件として、都道府県が設置する共同調達会議への参加及び共同調達による整備・更新の実施が求められていることから、本市においても共同調達により整備を行うこととしたものでございます。(3)宮城県内での学習者用タブレット端末共同調達の実績についてですが、令和6年度は3自治体、令和7年度は23自治体で共同調達を実施しております。

3共同調達による入札の詳細についてですが、(1)に記載のとおり、本市を含めた6自治体が参加いたしました。(2)から(4)に記載のとおり、みやぎGIGAスクール推進協議会において入札を実施した結果、(5)に記載の「みやぎGIGAスクール共同事業体」が入札に参加し、優先契約候補者として選定されました。(6)落札金額は、消費税を含めた金額で4億7,764万9,920円となります。

以上の選定結果に基づき、本市と当該事業者との間で売買契約を締結しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。

小野委員。

小野委員

もう少し詳しく教えていただければと思います。タブレット以外に何が含まれているのか、タブレットだけなのか教えて下さい。

次 長

今回はタブレットと充電器がセットになっています。

小野委員

キーボードのようなものはついているのですか。

次 長

一体型になっているものです。

教育部長

今回はキーボードと一体型になっている、クロームブックというタブレット端末とその充電器の購入となります。

小野委員

タッチペンは付いていますか。

次 長

タッチペンもセットになっています。

小野委員

では使い勝手が現在の物より良くなっているということですね。わかりました。

教育長

ほかに質疑はございませんか。星山委員。

星山委員

現在使っているタブレットについて、今後の活用方法など考えていますか。売却ですか。

次 長

今使っているタブレットは、リース期間が満了して市に無償譲渡されたものを使用しています。既に6年目のパソコンになります。今後も再利用できるものは再利用する方向で検討し、学校現場以外の別の場で再利用できるのであれば、そちらも検討していきたいと考えています。

教育部長

当然有価物として売却することもできるかと思いますが、その際には中に入っている様々な個人情報に関するものを適切に処理した上でのこととなります。そういった処理経費も考慮し、どうすることが一番の最適解なのかということについて、現在検討しているところです。

教育長

ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第11号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の報告第12号 議案の作成に係る意見について（令和8年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）））

教育長

次に、臨時代理事務報告第12号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（令和8年度多賀城市一般会計補正予算（第1号））」についてを議題といたします。内容につきましては教育部長から説明します。

教育部長

それでは、15ページをお願いします。

これは、先の案件と同様に、法の規定に基づき、市長から議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する意見を求められた案件について、臨時に代理したので報告するものです。

16ページをお開きください。こちらは、臨時代理書ではありますが、令和8年度多賀城市一般会計補正予算第1号に関して異議ない旨を回答したものです。

それでは、当該補正予算の内容について、ご説明いたしますので、別添の臨時代理事務報告第12号関係資料をご用意願います。

3ページをお開きください。

この補正予算は、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれを7億2,494万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ297億8,105万7,000円とするものです。

次のページをお開きください。左側４ページは、歳入予算の総括表で、右側５ページは、歳出予算の総括表です。

なお、教育委員会所管の補正予算につきましては、歳出予算のみとなり、５ページ太枠で囲まれておりますとおり、中学校費で４９５万円を増額補正するものです。

２６・２７ページをお開きください。

右側２７ページ下段 １２節委託料の４９５万円の増額補正は、「中学校特別教室エアコン設置設計業務委託料」です。東豊中学校の７教室及び高崎中学校の７教室、合わせて１４教室の特別教室へのエアコン設置に係る設計業務の委託費用を計上したものです。

空調機器が未設置である体育館や特別教室等へのエアコン整備につきましては、これまでも市議会において多くの議員の皆様から質疑をいただいております。

その際、学校現場のニーズを踏まえ、特別教室から優先的に整備を進めていく考えである旨、回答してまいりました。今般、授業での利用はもちろんのこと、有事の際には避難所としての機能を担うことも踏まえ、授業と避難所機能の両立を考慮し整備する方針といたしました。

従いまして、本事業は、有事の際に避難所として有効な環境を確保することを目的として実施するため、「緊急防災減災事業債」という市の財政負担の軽減が図られる有利な市債を活用して実施するものです。この市債は、本日ご説明した設計費についても対象となりますので、今後、起債協議を進めてまいる予定です。

それでは、今回の補正予算は、２つの中学校におけるエアコン設置に係る設計費を計上するものでありますが、当該整備に係る全体計画につきましてご説明申し上げますので、２９ページをご覧ください。

事務局次長より説明申し上げます。

次 長

それでは、２９ページをご覧ください。

こちらは、小中学校の特別教室における空調整備事業の進行予定表です。

はじめに、事業概要についてご説明いたします。表の欄外にありますとおり、本事業は、山王小学校を除く小学校５校で１８教室、中学校４校で３２教室、合計で、

50教室を対象に、授業の用に供する特別教室に空調設備を設置するにあたっての全体計画を示したものであります。

次に、全体的な事業の進め方についてご説明いたします。本事業は、繰り返しとなりますが、緊急防災減災事業債を活用し、整備する方針でございまして、同事業債が、現在令和12年度までの時限的措置となっていることから、当該期間内において、事業を完了させることを方針といたしました。その上で、事業規模等を勘案し、様々検討を重ねた結果、設計・予算計上・入札・工事という一連の流れを段階的に進める計画とし、複数年度にわたって実施することとするものです。具体的には、令和8年度から令和11年度にかけて、全体を3期に分けて整備を進めてまいりたいと考えております。

表中の太枠の欄をご覧ください。こちらは各年度ごとの表の上段は設計委託、下段は工事に関する内容を記載しております。まず、第1期ですが、東豊中学校及び高崎中学校を対象に、設計業務を約5～6か月で実施し、その後、工事費の算出や予算計上、入札を経て工事に着手します。工事期間はおおむね7か月を見込んでおり、合計14教室の整備を行います。

続いて、第2期では、多賀城中学校及び第二中学校を対象とし、同様に設計から工事までを進めていきます。設計期間は約7か月、工事は7～8か月程度を見込んでおり、合計で18教室の整備を行います。

さらに第3期では、小学校5校を対象に整備を行います。対象は、山王小学校以外の5校で、合計18教室の整備を計画しています。こちらも設計・積算・入札を経て、工事期間約8か月で順次整備を進めます。

これら各期の事業につきましては、予算措置や契約締結などそれぞれの段階で市議会への提案を行いながら進めていくこととしております。予算計上については、設計段階及び工事段階ごとに適切に行い、年度ごとの平準化を図ってまいります。

最後に、本事業は一括で実施するのではなく、学校ごと・期ごとに分けて進めることで、工事の集中を避け、効率的に実施すること、設計と工事を段階的に行うことによって、コストの精査や計画の確実性を高めることで、児童生徒の学習環境の早期改善と円滑な事業実施の両立を図るものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。質疑はありませんか。小野委員。

小野委員

特別教室にこのような財源を使ってエアコンが設置されるのは、ありがたいことです。今回の緊急防災減災事業債のようなものは、こちらから手を挙げなければ使えないものなのですね。

教育部長

市債ですから借金をすることになりますが、事業が緊防債の目的に合致しているということになれば、融資を受けられることになります。少し補足しますと、緊防債の活用以外にこれまで様々な形でエアコンを設置してきた実例があります。その際には国の補助金を一つの拠り所として対応してきたわけですが、実は文科省の補助金は基本は補助率が3分の1と言われています。そういった中でこの緊防債を活用しますと、基本的には対象事業費の全額が市債として借りられるわけです。そして、後に償還する元金と利子の7割分が地方交付税として市に戻ってくるので、実質的な市の持ち出しは3割に軽減されるという非常に有利なものとなっております。

教育長

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第12号について承認します。

議案第19号 令和9年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準及び採択について

教育長

次に、議案第19号ですが、文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」により、教科書採択に係る審議、教育委員会の会議について、次のように通知されていますので、朗読します。

「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公

正かつ適正に行われるよう努めること。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。」とされております。

よって、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

＜生涯学習課長 退室＞

【秘密会の会議録については、別途作成】

それでは、生涯学習課長の入室をお願いします。

＜生涯学習課長 入室＞

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

星山委員。

星山委員

先ほど少し触れましたが、東京都北区の小学校で発生した火災について、先日の仙台管内教育委員会協議会で亘理町の教育長さんからお話がありました。あの事故を受けて町内の学校を確認したところ、高層階から下に避難するシェルターのようなものが設置されてはいるが、学校の先生方はそれを実際に使った事がない

というお話でした。

そこで、私も多賀城小学校の先生にお話を伺ったところ、多賀城小学校の3階にもそういう下に下りることができるトンネル状のようなものが設置してあるそうです。ただ、使った事はやはりないとのことでした。先生方が避難設備を使った事がなければ、設備を持っていたてもあまり意味をなさないということになるのではないのでしょうか。その先生からは、数年前に市の総合防災訓練で多賀城小学校が会場になった時に消防署の方にその設備の使い方を教えてほしいと相談したそうです。そうしたら消防署の方からは「うちの管轄ではないから」と断られたそうで、それ以降も使った事がないようであります。これらの話を聞いてみて、私の意見としては、有事の際に先生方が自信を持って対応できるように、避難設備の使用方法や確認などを今一度ご検討いただきたいということであります。

学校教育監

実は、本日校長会がございました。私から今回の東京都北区の小学校での火災の事案についてお話をさせていただき、その事案からやはり私たちは学ばなければならないということで、11項目記載したものを全校長と共有させていただきました。

その中で、今、星山委員がお話しされたとおり、救助袋の扱いという点では、現状おそらく私の前任校もそうだったのですが、扱ったことはありませんでした。そのような経験がなければ、全く意味のないものになってしまうので、まず設備があるかどうかの確認と、その使用方法についてどのようにしていくかということ全校長に話をさせていただいたところでした。それも含めて、今回のように行き止まりの教室というのが今回の事案では音楽室でしたが、同じような配置になっている学校がいくつかあるようでした。そういったところで、行き止まりとなっている教室から避難する際も実際に非常口を開けて避難した経験がなかったり、あるいは、消火器がどこにあるのかを確認することも改めてしなければならないということも確認したところでした。今回の事案は、私たちは自分事として考えていくよう、しっかりと点検をし、そして子どもたちの指導に活かさなければならないということとを認識したところでした。

教育長

ほかにございますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和８年第６回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後６時５５分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主幹 竹谷 敏和

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和８年７月２２日

多賀城市教育委員会

教育長 市 岡 良 庸

委 員 小 野 聡 子

委 員 高 田 彩